

令和8年第6回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第6号)

招 集 年 月 日	令和8年6月24日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年6月24日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年6月24日 14時45分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	6 番	斎藤 文彦	
	7 番	武本 宮紀	

会議に付した事案

[illegible]

	ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 36 号について、審議に入ります。 議案第 36 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 36 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 36 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 37 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 37 号の説明をします。議案書の 10 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。耕作面積は3,784 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は97 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字上殿、字孝哉河内、地番が387番地1、地目が田で面積が480 m²です。理由としましては、譲渡人は高齢で管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて8番委員より説明をお願いします。
8番委員	はい、議案書10ページ、図面11,12ページをご覧ください。6月17日に、申請書の提出者でもある行政書士の■■■■様より電話にて聞き取りをし、6月20日に譲受人の■■■■さん立ち会いの下、現地調査を行った結果に基づき報告をいたします。申請地は上殿小学校から西へ約700メートルにあり、譲渡人の■■■■さんは高齢により耕作が難しく、ご近所である■■■■さんへ売却されとのことです。当該地は譲受人である■■■■さんのご自宅に隣接しており、許可後は家庭菜園を自己所有の土地と合わせて管理されとのことです。周辺の農地に影響はありませんので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 37 号について審議に入ります。 議案第 37 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 37 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 37 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 38 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 38 号の説明をします。議案書の 13 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所・氏名は[]、[]さん、[][]、[]さんの 2 名です。それぞれ持ち分が 2 分の 1 です。譲受人の住所は[]、氏名が[]さん耕作面積は 9,728.41 m ² です。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字上殿、字鍛冶屋通、地番が 597 番地 1、地目が畑で面積が 606 m ² です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 8 番委員より説明をお願いします。
8 番委員	議案書の 13 ページをご覧ください。図面は 14、15 ページです。6 月 20 日、譲受人である[]さん立ち会いの下、現地調査を行った結果に基づき報告をいたします。申請地は上殿小学校の真南に位置しており、譲渡人の[]さん、[]さんともに遠方にお住まいで管理困難な状況であります。譲受人は現在のお住まいの立ち退きにより当該地に隣接する宅地も合わせて購入され、住まいも移されるとのことです。また現在、農機具一式保有をされており、30 年余りの耕作経験もお持ちです。周辺の農地に影響はありませんので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 38 号について、審議に入ります。 その前に休憩とします。 (休憩)
議長	休憩を廃し、会議を再開します。 議案第 38 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 38 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 38 号は申請のとおり承認決定いたしました。

事務局	次に議案第 39 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。 はい、議案第 39 号の説明をします。議案書の 16 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。耕作面積は 972.56 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は 0 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。申請地は大字遊谷、字遊谷、地番が 619 番地 1、630 番地 1、630 番地 2、631 番地、632 番地 1、632 番地 3、634 番地 1、635 番地 1、地目が畑で面積が 972.56 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 9 番委員より説明をお願いします。
9 番委員	はい、議案第 39 号の説明をいたします。議案書 16 ページ、図面は 17、18 ページをご覧ください。本事案は贈与による所有権移転事案です。6 月 10 日、譲受人の■■■■さんに電話で聞き取り後、現地確認をしてきました。譲渡人の■■■■さんは遠方で農地の管理が困難のために譲受人に譲り渡すとのことです。譲受人は広島市内で飲食店をされており、ここで耕作した農作物をお店で提供したいとのことで数種類の野菜を作られています。また今後は安芸太田町での農地を借りて水稻もされたいとのことでした。このように、周辺の農地利用に影響もなく、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 39 号について、審議に入ります。 議案第 39 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 39 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 39 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に議案第 40 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 40 号の説明をします。議案書の 19 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。耕作面積は 843 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん耕作面積は 137 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。申請地は大字寺領、字新屋河内、地番が 1014 番地、地目が田

	で面積が 843 m²です。理由としましては、譲渡人は高齢で管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 2 番委員より説明をお願いします。
2 番委員	はい、議案第 40 号の説明をします。議案書の 19 ページ。図面は 20、21 ページをご覧ください。6 月 15 日、行政書士の■■■さんと電話での聞き取りをし、19 日、譲受人の■■■さんの奥さんの立ち会いの下、現地調査をしました。申請地は圃場整備の際ほぼ畔の法面になり、譲渡人は 1015 と 1009-1、3 の所有者と一緒に管理され、お米を分け合っていたそうです。高齢のため、弟さんに生前贈与をしたいとのこと。譲受人は、申請地が畔の法面であることから、草刈りをして維持管理を続けるそうです。周辺の農地利用に影響はありません。農地法第 3 条第 2 項に該当しないことから許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 40 号について審議に入ります。 議案第 40 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 40 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 28 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 41 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	議案第 41 号の説明をいたします。安芸太田町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議委員の推薦についてです。資料の 1 をご覧ください。令和 8 年 5 月 13 日付で安芸太田町長から委員の推薦について依頼がありました。こちらの任期は 4 年となっており、前期は河本会長が任命されておられます。令和 8 年 3 月 31 日で任期満了となっており新たに推薦するものです。事務局としては引き続き同じ河本会長に引き受けていただけたらと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 41 号について審議に入ります。 議案第 41 号について、質疑ありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 41 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。

議長	(挙手) 挙手多数でありますので、議案第 41 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 1 点ございます。令和 8 年度農地利用状況調査の実施について説明をさせていただきます。資料 2 の実施要領をご覧ください。利用状況調査ですが、農地法第 30 条において、農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならないと定められた調査になっております。調査の目的は農地の利用促進につなげるための情報収集であり、重点項目は、1. 地域の農地利用の確認、2. 遊休農地の実態把握、3. 違反転用の発生防止及び早期発見の 3 点です。実施時期は今年度も 7 月 1 日から 9 月 30 日までとなっております。例年と同様のため、詳細については割愛させていただきますので、資料の方を別途ご確認くださいと幸いです。6 月 29 日（月）、14 時からこの会場で推進委員会議を行い、同様に利用状況調査の説明を行います。もし参加のご希望がございましたら、推進会議にもぜひご出席いただければと思います。報告は、以上です。
議長	今の報告事項について、質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。これで、令和 8 年第 6 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 45) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議 長 6 番委員 7 番委員